

奨学金返還支援事業

奨学金を返還している方を支援します

大口町では、大学等の学生時代に、自身の修学のために、本人が貸与型奨学金（有利子・無利子を問いません）を借りられ、現在、返還中の方を支援します。助成金は1年の上限を1万円とし、連続する3年間支援します（毎年申請が必要です）。

対象となる方

▽平成30年8月1日時点において、継続して一年以上大口町に住所を有している方。

▽本人が、学生時代に自身の修学のため貸与型奨学金を借りられた方で、平成29年8月から平成30年7月の1年間に、奨学金を返還された方。

▽申請時に町税の滞納がない方。

必要な書類

▽助成金支給申請書兼請求書（様式は学校教育課窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください）

▽貸付団体が発行した、奨学金を返還していることがわかるもの（奨学金返還証明書など）

▽平成29年8月から1年間に支払った返還金額がわかるもの（引き落

としされたことがわかる通帳の写し等）

▽入金を希望する申請者本人の通帳の写し（金融機関、支店名、口座名義、口座番号、預貯金種別がわかるもの）

※現金でのお渡しはできません。

受付期間

8月1日(水)から31日(金)まで（祝日を除く）

受付場所等

学校教育課窓口（大口町中央公民館2階） 午前8時30分から午後5時15分まで

郵送受付 8月31日(金)必着（書類送付先）〒480-0126

丹羽郡大口町伝右一丁目47番地

大口町教育委員会学校教育課 宛

問合せ先

学校教育課 ☎95-4446
メール kouiku@town.oguchi.lg.jp

特別支援学校の給食費補助

対象 町内にお住まいで、特別支援学校に在籍する児童または生徒の保護者の方

補助金額 給食費1食当たりの単価に給食実日数を乗じた額の2分の1

※国から給食費の一部の補助を受けている場合は、給食費1食当たりの単価から国の補助額を除いた2分の1となります。

※国から給食費の全部の補助を受けている場合は、補助はありません。

対象期間・申請・交付

① 4月から6月分 8月末日までに

申請、9月交付 ② 7月から11月分

12月末日までに申請、1月交付

③ 12月から3月分 3月末日までに申請、4月交付

※申請は、土・日および祝日を除く申請に必要なもの

大口町特別支援学校給食費補助金交付申請書兼請求書（学校教育課、各特別支援学校で用意。申請書兼請求書中に、対象期間の給食実日数等を各学校で証明）

申請場所 中央公民館2階 学校教育課

問合せ先 学校教育課 ☎95-4446

町史編さん講座

町史編さん室では、今回は「大口の戦後から平成まで」と題して、その間の歴史と町史編さん時におけるポイントをお話します。

歴史に興味のある方、町史作りに興味のある方は、ぜひお越しください。

日時 7月15日(日) 午前10時から正午

場所 中央公民館 視聴覚室

定員 60名程度

講師 愛知学院大学 文学部教授 後藤致人さん

※事前申し込み、受講料は不要です。

問合せ先

町史編さん室 ☎95-3464

